

平成26年度第3回定例社会教育委員会議事録（議事要旨）

1 **開催日時** 平成26年9月26日（金）午後2時～4時

2 **開催場所** 中央図書館 2階 視聴覚室

3 **出席者**

（委員）

舟田委員長、松木副委員長、渡邊委員、大塚委員、西岡委員、大田委員、長友委員、渕野委員、松浦委員、朱膳寺委員

（事務局）

生涯学習部長、生涯学習部次長、生涯学習部次長（事務取扱）青少年センター所長、生涯学習課長、郷土博物館長、市民スポーツ課長、運動公園スポーツ施設整備課長、高洲公民館長、中央公民館長、富岡公民館長、美浜公民館長、当代島公民館長、日の出公民館長、中央図書館長、生涯学習係

4 **傍聴人** 0人

5 **議題**

（1）協議事項

1）社会教育関係団体の認定について（1件）

（2）報告事項

1）社会教育関係団体の解散の報告について

2）第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について

3）第49回千葉県社会教育振興大会について

4）生涯学習フォーラムの開催結果について

5）平成26年度青少年文化・芸術支援事業

うらやすジュニアオーケストラ第4回定期演奏会開催報告について

6）平成26年度第34回市美術展開催案内について

7）平成26年度浦安市成人式の開催案内について

8）博物館まつり2014開催報告について

9）平成26年度一日補導員キャンペーンの開催案内について

10）平成26年度東野プール入場者数について

11）浦安スポーツフェア2014の開催案内について

12）平成26年度第24回東京ベイ浦安シティマラソンの開催について

13）平成26年度浦安市公民館文化祭開催案内について

（3）その他

1）社会教育関係団体の認定のあり方について

2）次回会議日程について

6 **議事概要及び会議経過**

（1）協議事項

1）社会教育関係団体の認定について（1件）

生涯学習課長より概要を説明し、シャンソン・ド・パナムについての認定を承認した。

委員からの主な質問及び意見は、次のとおり。

《シャンソン・ド・パナム》

- (委員長) シャンソンの団体は、市内に何団体あるのか。
- (事務局) 音楽関係の団体は48団体あるが、シャンソンの団体は少ない。
- (委員) 「サークル設立14周年」とあるが、何故、14年経ってから申請するのか。
- (事務局) 現在の会員数は12名。認定ガイドラインで定める会員数は10名以上。これまで会員数が規定未満であったと推測される。
- (委員) 申請理由に「より認知度を高めるため」とあるが、何故、認定されると認知度が高まるのか。公民館などで14年間も活動しているであれば、既に、認知度は高まっていると思われる。申請理由としては、あまり良い表現ではない。
- (委員) 公民館ではサークルの案内を作っているのか。
- (事務局) 日の出公民館では、サークル案内を作成して会員募集等を広くお知らせしている。
- (委員) 先程、音楽関係の団体が48団体あるとあった。その中にジュニアオーケストラも含まれているのか。
- (事務局) 含まれている。
- (委員長) 趣旨は問題ないので、社会教育委員の意見は承認とする。

(2) 報告事項

- 1) 社会教育関係団体の解散の報告について
生涯学習課長より2団体の解散を報告した。
- 2) 第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会について
- 3) 第49回千葉県社会教育振興大会について
生涯学習係より概要を報告した。
- 4) 生涯学習フォーラムの開催結果について
- 5) 平成26年度青少年文化・芸術支援事業
うらやすジュニアオーケストラ第4回定期演奏会開催報告について
- 6) 平成26年度第34回市美術展開催案内について
- 7) 平成26年度浦安市成人式の開催案内について
生涯学習課長より概要を報告した。
委員からの質問および意見は、次のとおり。
- ≪ 5) 平成26年度青少年文化・芸術支援事業うらやすジュニアオーケストラ第4回定期演奏会開催報告について ≫

(委員) 青少年文化・支援事業は、何を支援し、予算額はどのくらいか。

(事務局) これまで4回事業を実施しており、いずれも、うらやすジュニアオーケストラを支援対象としてきた。予算額は年間150万円である。

(委員) 支援対象は、うらやすジュニアオーケストラだけということか。

(事務局) これまでは、そうである。

(委員) 課題の項目に「明海中学校弦楽器体験教室」について言及がある。この趣旨は。

(事務局) 夏休み期間中に、地域の子どもたちを対象に、明海中学校の管弦楽部が弦楽器体験教室イベントを実施し、ジュニアオーケストラが協力した。このように今後、うらやすジュニアオーケストラももっと地域の活動に入っていけばよいという趣旨である。

- (委員) 支援事業の予算が、今後、明海中学校の管弦楽部に対して割り振られるのか、それともうらやすジュニアオーケストラが明海中学校の人的支援をするということなのか。今後、どうしていくつもりなのかがわからない。
- (委員) 市内には、明海中学校にしか弦楽器が入ったオーケストラ部がない。その他の小中学校は吹奏楽部である。なので、協力してもらえるのは、今のところ明海中学校しかない。そのような前提があり、課題に「明海中学校弦楽器体験教室」への言及があると思われる。学校部活動は学校教育の事業なので、支援事業の予算が割り振られるということではない。
- (委員) 既に、うらやすジュニアオーケストラの団員募集はしていると思うが、広く学校を通じて募集を呼びかけることで、広がっていけばよいと考える。
- (事務局) これまでも、イベントなどの際に案内をさせていただいている。今後も、より一層周知していきたい。

8) 博物館まつり2014開催報告について

郷土博物館長より概要を報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

- (委員) 課題に「連携」と記載がある。具体的にはどういうことか。
- (事務局) ・平成24、25年度に小学生を対象とした実行委員会制度を実施し、約12名の子どもが企画・運営に携わった。その補佐役として大人のボランティアが参加した結果、博物館まつりへの参加者が24年度1,500名、25年度は700名となった。
- ・今年度は、博物館にもやいの会があることから、子ども実行委員制度でなく、ものづくりに力をいれた。周知不足もあり、来館者数が減った。今後の課題としたい。

9) 平成26年度一日補導員キャンペーンの開催案内について

生涯学習部次長（青少年センター所長事務取扱）より概要を報告した。

10) 平成26年度東野プール入場者数について

11) 浦安スポーツフェア2014の開催案内について

12) 平成26年度第24回東京ベイ浦安シティマラソンの開催について

市民スポーツ課長より概要を報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

《11) 平成26年度第24回東京ベイ浦安シティマラソン》

(委員) マラソンのゴールである、陸上競技場のオープン日程は。

(事務局) 一般運用開始は平成27年4月1日を予定している。ただし、運用開始前に、マラソンのゴールとして使いたい。

(委員長) 10Kmを(A)と(B)に分けた理由は。

(事務局) 人気が高いため、多くの市民にご参加いただけるように、自己申告による完走タイムで、(A)と(B)の2つに分けている。

13) 平成26年度浦安市公民館文化祭開催案内について

総括は高洲公民館長より、詳細は各公民館長より報告した。

(3) その他

1) 社会教育関係団体の認定のあり方について

生涯学習係より概要を報告した。

委員からの質問および意見は、次のとおり。

- (委員長) ・単なる趣味的なサークルではなく、若手の教育など教育的要素があるボランティア活動をするなど、浦安市に貢献している団体であるから市が認定して支援する、と以前の会議で意見があった。
- ・船橋市では認定制度から登録制度に変えたと聞いている。変更した経緯などについて教えていただきたい。
- (委員) ・船橋市では、「自主性があること」、「社会教育の事業を行うこと」、「社会的貢献があること」の3つを柱としている。
- ・社会教育法10条は「公の支配に属しない」と規定しており、団体の自主性を尊重している。また、第12条では「不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」とあり、認定という名称では「公の支配」にふれるような印象を与えてしまうのではと考えた。そこで、船橋市では、団体により申請する登録制度へと変えた。
- ・浦安市の認定制度も団体からの申請により認定をしている。事務的には登録制度も認定制度も変わらないが、市民へ与える言葉の印象は違ってくる。
- ・浦安市では、公民館の設置及び管理に関する条例の中で「登録」という文言が使われている。社会教育関係団体は認定という文言である。整合性を図ったほうがよい。
- (委員長) 船橋市では登録制度に変更したということであるが、その場合は社会教育委員会の意見を聴かないのか。
- (委員) ・全市的な団体は社会教育委員会、公民館で活動している団体は公民館運営審議会で見聞している。
- ・浦安市では社会教育委員会で意見を聴いているが、公民館で活動している団体は公民館運営審議会で見聞すべきである。このことにより、社会教育委員会で見聞が他の議論がもっとたくさんできるようになる。
- (委員) 船橋市は、認定制度から登録制度へと変えたということだが、内容を会議で審議する場は残っているのか。
- (委員) 登録制度に変えたが、会員数や、事務所所在地を市内に有するなどのガイドラインはあり、基本的に浦安市と同じである。ガイドラインに基づいて、申請の内容を審議し判断する。
- (委員長) それは、先ほど発言された「公の支配」に該当するおそれはないのか。
- (委員) 団体からの申請に基づく、指導・助言であり、該当しない。
- (委員) 申請するだけで必ず登録されるような制度であれば、団体数が増え過ぎてしまうと思うが、申請内容は審議しているということではよいのか。
- (委員) 審議している。
- (委員長) 視点を変えて、優遇措置の目的についてはどうであったか。
- (事務局) ・制度開始当時は、社会教育の振興が目的であった。そのため、認定団体に施設使用料減免などをして、利用促進を図った。制

度開始当時は約80団体であったのが、現在は約500団体ある。その団体が今も各施設で活動していることを考えると、本市における社会教育の振興が図られたと考えることができる。

・学んだ成果を地域へ還元することが大切だといわれている現在、制度当初の目的である施設利用促進よりも、学習成果を地域へという方向で制度目的を見直すことも検討すべきであると考える。そのため、今回のテーマを「社会教育関係団体の認定のあり方」とした。

(委員) 社会教育関係団体を認定した後に、その団体をどの様に評価するのは難しい問題である。

(委員) ・当初、委員から社会教育関係団体を認定することは「公の支配」であるという意見もあった。もし、そうであるのなら、認定をするかどうかを審議するのではなく、団体が市に対して補助を求めてきた時にどう対応するのか審議すれば、認定が「公の支配」になるかどうかを議論しなくてもよい。

・以前も話したが、補助金をもらう団体と、利用料減免の団体では違うので、まずは団体のレベルで整理して検討すべきである。

(委員) 社会教育関係団体とは何かについて、ガイドラインを定めることは必要である。そうでないと、どんな団体でも認定しなければならなくなる。

(委員) しかし、ガイドラインを定めて認定することについては、先程、「公の支配」に該当するおそれもあるような話があったが。

(委員) 言葉の違いではあるが、認定でなく、団体からの申請に基づく登録の方が、市民主体でよいと船橋市では考えた。

(委員) 同様な活動でも、船橋市では認定されて、浦安市では駄目であることも起こりうるが、その点についてはどう考えるのか。

(委員) 自治体によって異なることは、当然にありうる。

(委員) その行政区域内でしか認められないことになるが、その様な規定はあるのか。

(委員) 主たる活動場所が市町村であれば市町村で、市町村をまたがるのであれば県での認定となっている。

(委員長) ガイドラインで「地域のために還元活動をしなければならない」と規定した場合、「公の支配」に該当することになるか。

(委員) ・自分たちだけで活動するのではなく、団体の活動を広く市民に知っていただく、学習活動を地域に還元するようなことがないと、行政が支援する意味がないという学者の意見もある。

(委員) 社会教育関係団体の認定とは何かを決め、それ以外とを分けて考えていく必要がある。

(委員長) 議論をすると難しい問題がたくさんある。今後も検討していきたい。

2) 次回会議日程について

次回の会議は、平成26年11月27日（木）午後2時から中央図書館視聴覚室で開催を予定している。

以 上